

浄化槽試験実施要領（浄化槽性能確認試験）		頁 No.1 / 2
		AR 浄一152
平成23年7月1日制定	平成 年 月 日改訂	平成23年7月1日施行

1 適用範囲

この要領は、浄化槽性能確認試験を実施するために必要な試験の手順を定める。

2 試験の実施

- (1) 試験員は、誠実な態度をもって、公正公明に試験を実施しなければならない。
- (2) 試験は本実施要領、「浄化槽の性能評価方法」及び「浄化槽の性能評価方法細則」に基づき実施する。
- (3) 申込者は試験管理者（浄化槽試験所長）の許可を得て、作業等を実施することが出来る。

2. 1 実施条件

性能評価試験（恒温短期評価試験）の申込みを前提とした試験槽とする。

(1) 試験槽寸法

①試験槽の寸法は以下の範囲内とする。

- ・高さ 2.4m以下（架台を含む）
- ・幅 2.3m以下
- ・長さ 4.0m以下

※処理水採水装置への接続用放流口切替えバルブは寸法内に含むものとする。

②試験槽の使用電力は以下の範囲内とする。

- ・100V 10A 以下
- ・200V 10A 以下

(2) 安全対策

- ・転倒防止策、日常作業時の安全対策を講じる。（点検用足場、手すり等の設置。）
- ・水平架台等を設置する。
- ・漏電ブレーカーを設置する。

(3) 室内環境対策

- ・臭気対策を講じる。（臭突への接続、密閉可能な蓋の設置。）
- ・消毒剤の設置時は消毒槽への臭気対策を別途講じる。
（消毒槽は密閉及び脱臭対策（臭突への接続）を実施。）
- ・害虫対策を講じる。（防虫・殺虫剤等の設置。）

2. 2 実施方法

(1) 試験用原水

①水質（濃度）

試験用原水の水質は「浄化槽の性能評価方法」の試験用原水に従う。

②水量

試験用原水の水量は以下の範囲とする。

- ・1000 L/日～4000L/日

③流入パターン

試験用原水の流入時間帯は以下の範囲とする。

- ・13時～翌3時

④流量

試験用原水の流量は以下の範囲とする。

- ・10L/分～59L/分

浄化槽試験実施要領（浄化槽性能確認試験）		頁 No.2/2
		AR 浄—152
平成23年7月1日制定	平成 年 月 日改訂	平成23年7月1日施行

⑤水温

試験用原水の水温は以下の温度とする。

- ・ 13℃
- ・ 20℃

⑥水質分析項目

試験用原水の水質分析項目は以下の項目とする。

- ・ pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P

(2) 処理水

①採水・測定頻度

処理水の採水・測定は以下の頻度とする。

- ・ 1回/週～1回/4週

②水質分析項目

処理水の水質分析項目は以下の項目とし、必要に応じて項目の変更を可能とする。

- ・ pH、BOD、COD、SS、T-N、NH₄-N、NO₂-N、NO₃-N、T-P

なお、pH、BOD 及び目標処理水質項目は測定必須項目とする。

(3) 維持管理

①保守点検

試験槽の保守点検は適切な頻度で行う。

②汚泥引抜き

試験槽の汚泥引抜きは適切な頻度で行う。

3 試験記録の保管

3.1 保管を必要とする記録

保管を必要とする記録は以下のものとする。

- ・ 水量測定データ
- ・ 水質分析データ
- ・ 作業記録

3.2 保管方法及び保管期間

試験記録は「浄化槽試験記録管理要領」（様式 AR 浄—170）に基づき、無断で閲覧又は修正されないように、厳重に保管しなければならない。

改定番号	改定年月日	改定箇所	改定内容	承認印